

お知らせ



国民年金保険料免除申請

令和4年度受付7月1日開始

国民年金は、20歳から60歳までの40年間納付することになります。所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には国民年金保険料の納付を免除または猶予する制度があります。

ただし、この制度を利用した期間については、年金受給資格期間には算入されませんが、免除を受けた期間は年金額が減額され、納付猶予された期間は年金額には反映されません。将来、有利な年金を受け取るために、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

また、免除・納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができま

す。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

免除・納付猶予の対象となる方

- ・前年の所得(収入)が少なく、保険料の納付が困難な方
- ・失業により、保険料の納付が困難な方(雇用保険受給資格者証「離職票」等が必要)

申請免除

保険料の全額が免除されます。

4分の3免除

保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1を納付するものです。

半額免除

保険料の半額を免除し、残りの半額を納付するものです。

4分の1免除

保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3を納付するものです。

※免除を受けるには、本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象です。

納付猶予

所得が少ない50歳未満の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

※納付猶予を受けるには、本人配

偶者の所得が審査の対象です。

必要なもの

- ・申請者の本人確認書類
- ・年金手帳

今年度新たに免除(納付猶予)の申請ができる期間

令和4年7月～令和5年6月

申請受付開始 7月1日(金)

申請・問合せ先

中村年金事務所

☎(453)7200

役場 住民課 内線121

固定資産評価審査委員会の委員が選任されました



伊藤 辰幸 氏
(花常)

任期 令和4年4月7日から3年間

●固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関です。

前任の鈴木和美氏は令和4

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

年4月6日をもって退任されました。その功績に対し敬意と感謝を申し上げます。

身体障害者相談員・知的障害者相談員を紹介します

身体または知的に障害がある方やそのご家族からの日常生活におけるさまざまな相談に応じます。

身体障害者相談員

西尾 正治 氏(三本木)
☎(444)4702

知的障害者相談員

寺西 かおり 氏(三本木)
☎(441)8468

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

問合せ先 役場 民生課

内線169・232

防災行政無線などによる緊急地震速報訓練

地震・津波の発生時に備え緊

急地震速報の伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Ｊアラート※)を用いて全国で行われます。

訓練実施日 6月15日(水)午前10時ごろ(中止する場合は町メールサービスでお知らせします。)

訓練内容

- ・防災行政無線および戸別受信機からの放送
- ・町メールサービスによる配信
- ・役場庁舎の館内放送

※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問合せ先 役場 防災危機管理課
内線151

電波利用環境保護周知啓発強化期間 6月1日～6月10日 電波のルールは必ず守りましょう

電波の利用にはルールがあります。無線機器を使用するときは、必ず「技適マーク」が付いて

いるか確認してください。

また、外国規格の無線機器は、防災行政用無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できません。



▲デンパ君



▲技適マーク

不明な点は左記へお問合せください。

問合せ先

総務省 東海総合通信局
・不法無線局の相談

☎(971)9107

・テレビ等の受信障害の相談
☎(971)9648

おおはる成年後見支援センター

おおはる成年後見支援センターは、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」などの権利擁護に関するご相談に応じ、利用について支援します。

例えば、認知症のためにお金の管理や契約に関する不安を抱

えていたり、障がいのある子どもの将来について考えたいなどの相談を受け付けますので、お気軽にご相談ください。

受付時間 月曜～金曜

※祝日を除く

午前8時30分～午後5時15分

問合せ先 社会福祉協議会内

おおはる成年後見支援センター

☎(433)1505

国民健康保険特定健診・後期高齢者医療健診が始まりました

40歳以上の方を対象に、年に1回行われる健診です。昨年は受診されましたか。

●個別健診

とき 6月1日(水)～10月31日(月)

ところ 安藤医院・こうのう内科・中川医院・中原クリニック

・はら医院・みきクリニック・みずのホームクリニック・むらかみファミリークリニックほか
※健診を受けた方は同年度内に人間ドック費用の助成を受け

ることができません。

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座

・

教

室

※詳細は、該当者あての通知をご覧ください。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外に加入している方は、各医療保険者にお問合せください。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

還付金詐欺と思われる不審な電話に注意

職員を名乗り「医療費や保険税の還付金があります」などと話し、携帯電話の番号を聞き出そうとしたり、現金自動預払機(ATM)で振り込みをさせようとする事件が発生しています。

還付金の手続きのために、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対にありません。

悪質な犯罪の被害に遭わないよう、くれぐれもご注意ください。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

自転車は安全に利用しましょう!

県では自転車に係る交通事故を防止するため、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を令和3年3月に制定し、同年10月から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。町内で自転車を利用される町民の皆さんは、自転車損害賠償責任保険等に加入してください。

また、万が一の時に備えて、町内でも次の制度等を活用しましょう。

- ・自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金(ヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故被害の軽減を図るため、自転車を利用する7歳~18歳の児童生徒等および65歳以上の高齢者を対象とするもの)
- ・自転車安全整備制度(TSマーク)

TSマークは、自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検・整備した自転車に貼付されるもので、このTSマークには、1年間有効の傷害保険と賠償責

任保険が付いています。

毎年1回は、点検・整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

詳しくは、公益財団法人日本交通管理技術協会のホームページをご覧ください。

・損害賠償責任に備える保険

自転車事故を起こした時の備えとして、賠償責任保険に加入しましょう。

※既に加入済の自動車任意保険、火災保険、傷害保険の特約に付帯している場合もありますので、保険の証書をご確認ください。

問合せ先 役場 都市整備課

内線164

光で自宅を守りましょう! センサーライト補助金

犯罪抑止のため町では、センサーライトを設置された方に対し、補助事業を行っています。

対象 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、今年度中に、住宅の犯罪防止が期待できる屋外に、センサーライト

を購入設置した方

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、センサーライト1基につき2000円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)

※補助金は1基ごとに計算します。

※別途購入した乾電池等の電源費用およびポイント利用分は補助対象外となります。

受付期限 令和5年3月末日

申請方法等 同じ年度内に1世帯につき2基まで申請できます。(通算5基まで)

必要書類等詳しくは、役場窓口または町ホームページでご確認ください。

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課

内線151・152

総代、地区総代、事業者向け防犯カメラで犯罪抑止! 防犯カメラ補助金

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置の際には、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラ

の設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる**①②**の方

① 総代および地区総代の方

当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

② 町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

- ・ 戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合
- ・ 戸数4戸以上の賃貸共同住宅（住宅、寮等を除く）の所有者
- ・ 自動車4台以上を駐車可能な貸し駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。(10000円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代、占用料等は除く

受付期限 令和5年2月末日

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。(取り付け後の受け

付けはいたしません。)

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

募集



大治町汚水適正処理構想パブリックコメント

汚水適正処理構想は、公共下水道や合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に進めていくために、経済比較を基本としつつ、地域特性などを考慮して整備区域、整備手法などを選定したものです。また、県内の市町村が素案を作成し、愛知県が県全体の構想として取りまとめるもので、各種汚水処理事業のマスタープランとなるものです。

この度、「大治町汚水適正処理構想」の策定にあたり、素案を取りまとめましたので、皆さんのご意見を募集するパブリックコメントを実施します。

募集期間 6月1日(水)～6月

30日(木)

※消印有効

意見の提出方法 住所または勤務先の所在地(いずれかが町内の方に限る)、氏名、電話番号、ご意見を明記し、郵送・FAX・メールでご提出いただくか、直接下水道課にご提出ください。(土日・祝日を除く)

※電話による受け付けは行いません。

※必要な事項が記載されていれば様式は問いません。

閲覧場所 町ホームページまたは、下水道課、総合福祉センター、老人福祉センターで閲覧できます。(土日・祝日および各施設の休館日を除く)

閲覧できる資料

大治町汚水適正処理構想(案)

意見への対応 計画の策定に向けて参考とさせていただきます。

ご意見などに関しては取りまとめて公表します。なお、個別の回答はいたしません。

提出・問合せ先 役場 下水道課 内線140

〒490-1192

住所記載不要

大治町役場 下水道課

FAX (443) 4468

MAIL gesuidoka@town.oharu.lg.jp

二十歳のつどいを盛り上げよう！ 令和5年二十歳のつどいスタッフ

本年度から成人式は名称を「二十歳のつどい」と改めて開催します。

また、対象年齢は従来通り20歳とします。

教育委員会では、来年1月8日(日)に開催予定の二十歳のつどいに向けてスタッフを募集します。

二十歳のつどい実行委員

二十歳のつどい対象者(平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方)で、二十歳のつどいの企画・運営をしてみたい方※5～6回ほどの会議で開催に向けた準備を進めますので、実行委員を希望される方は、6月30日(木)までに社会教育課へお知らせください。

二十歳のつどい企画・運営サポーター

町内在住・在勤の18歳から25

歳くらいまでの方で、二十歳のつどい実行委員をサポートし、式の企画・運営をしていただける方

二十歳のつどいサポーター

中学生以上の方で、二十歳のつどいの準備・撤収・当日の案内などに協力していただける方

問合せ先

公民館内 社会教育課
☎(443)2671



福祉有償運送を実施する事業者を募集します

本町では、福祉有償運送を実施する事業者を募集し、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がいのある方のために、移動手段を増やしていきたいと考えています。

福祉有償運送とは、公共交通機関では十分な輸送サービスを確保できない高齢者や障がいのある方を対象に、NPO（特定非営利活動法人）等が家用自動車を使用してドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスのことです。

福祉有償運送を実施するためには、必要書類を提出の上、町福祉有償運送運営協議会で実施について合意を得た後、愛知運輸支局の登録を受ける必要があります。

事業をお考えの方は、一度お問合せください。

問合せ先 役場 民生課
内線142・165

5・6月は「会員入会強調月間」社会福祉協議会会員

社会福祉協議会では、活動に賛同いただける会員を募集しております。

会員とは、財源の面から地域福祉事業を支えていただくサポーターです。実際に活動することが難しい方でも、会員になることで地域福祉事業に貢献することができまますので、ぜひご加入ください。

会費は、福祉団体助成、心配ごと相談等の地域福祉推進を目的とした事業に使わせていただきます。

年会費（一口）

- ・個人会員 1000円
- ・法人会員 1万円

入会方法 本会窓口、役場民生課窓口、または、町内の各金融機関からも振り込みできます。

問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

消防職員

大治町およびあま市を管轄区

域とする海部東部消防組合消防本部では、令和4年度新規職員（消防吏員）採用試験を次のとおり実施します。

採用予定人員 若干名

受験資格

- ①年齢 平成9年4月2日以降に生まれた方
- ②学歴
 - ・大学または短大を卒業した方（令和5年3月までに卒業見込みの方を含む）あるいは同等の学歴を有する方
 - ・高等学校を卒業した人（令和4年3月までに卒業した方）
- ③身体的要件 健康な方（消防吏員として身体的適性を有する方）
- ④その他 詳細は、受験申込書類およびホームページでご確認ください。

申込期間

- ・持参の場合 6月1日（水）～14日（火）午前8時30分～午後5時15分
- ※土日・祝日を除く
- ・郵送の場合 6月14日（火）必着

※84円切手貼付の返信用封筒を同封

提出書類 受験申込書（受験票

お知らせ

募

集

お願

い

相

談

スポ

ーツ

催

し

講座・教室

含む)、身体検査書、履歴書
※いずれも所定用紙あり

提出用紙は、5月下旬から消防本部・各消防署で配布、または、海部東部消防組合ホームページからダウンロードできます。

試験日(1次試験) 7月10日(日)

試験内容 教養試験・作文試験・適性検査・体力測定

問合せ先 海部東部消防組合消防本部 総務課(あま市七宝町遠島十坪119の1)
☎(442)0624(直通)

HP<http://www.amatobu-119.jp>

※電話でのお問合せは、平日午前8時30分から午後5時15分までの間をお願いします。

自衛官等

自衛官等募集が行われます。ご希望の方は、お申し込みください。

募集項目

- ① 航空学生(海上・航空)
- ② 一般曹候補生
- ③ 自衛官候補生

④ 防衛大学校学生(一般)

⑤ 防衛医科大学校学生(医学科)

⑥ 防衛医科大学校学生(看護学科)

資格
① 高卒者(見込含む)または高専3年次修了者(見込含む)
18歳以上23歳未満の方(航空は21歳未満の方)

② 18歳以上33歳未満の方

④ ⑤ ⑥ 高卒者(見込含む)または高専3年次修了者(見込含む)、18歳以上21歳未満の方

受付期間
① 7月1日(金)～9月8日(木)

② 7月1日(金)～9月5日(月)

③ 年間を通じて受け付け

④ 7月1日(金)～10月26日(水)

⑤ 7月1日(金)～10月12日(水)

⑥ 7月1日(金)～10月5日(水)

海部地区環境事務組合職員

令和5年度海部地区環境事務組合職員採用試験を次のとおり実施します。

募集職種 技術職(機械、電気、化学)

試験日
① 一般方式 7月16日(土)

② SPI方式 7月1日(金)～7月16日(土)

試験要領・申込書の配付
6月1日(水)から海部地区環境事務組合総務課で配付します。なお、組合ホームページからも入手できます。

受付期間 6月1日(水)～6月17日(金)

※必着
問合せ先 海部地区環境事務組合 総務課(津島市新開町2丁目212)
☎0567(28)3810
HP<http://www.atkankyo.or.jp>

お願い



犬ふんの適正処理について

ふんを適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼い主の責任です。散歩中

の排せつについては、あらかじめビニル袋や市販の専用袋などを用意し、袋に入れて必ず持ち帰りましょう。持ち帰ったふんは、可燃ごみとして出すなど適正に処理しましょう。

問合せ先 役場 産業環境課
内線124

小型充電式電池の捨て方について

小型家電等に使用される小型充電式電池について、プラスチックごみ(青袋)、不燃ごみ(赤袋)として排出されますと、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故の原因となり、大変危険です。

ごみを排出する際には小型充電式電池が内蔵されていないかを確認し、購入された店舗でご相談いただくなど適正な処理にご協力をお願いします。

問合せ先 役場 産業環境課
内線124

**電柱にカラスの巣を見つけたら
中部電力にご連絡ください**

毎年春先から初夏にかけてカラスの巣作りが多くなります。

カラスが電柱に巣を作ると、木の枝や針金などが電線に接触し、停電の原因になります。見つけた場合は、お近くの中部電力窓口までお電話でご連絡ください。ご協力をお願いします。

なお、左記の「停電情報お知らせサービス」のチャット機能からもご連絡をいただけます。



問合せ先 中部電力パワーグリッド株式会社 中村営業所
☎0120(929)467
(平日 午前9時～午後5時)

相談



早期教育相談

県教育委員会では、お子さん

に障害があると思われる方、お子さんの就学や、子育てについて相談したい方などに早期教育相談を実施します。相談は予約制で無料です。

対象 乳幼児から、来年度に新たに小学校一年生になるお子さんとその保護者の方

とき 7月29日(金)午前10時～午後4時

ところ あま市甚目寺公民館

申込期限 6月24日(金)
申込・問合せ先 役場 学校教育課 内線205

特設人権相談

6月1日(水)の「人権擁護委員の日」に合わせ、特設人権相談所を開設します。日常生活の中で不当な差別や偏見等でお悩みの方は、この機会をご利用ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

とき 6月1日(水)
午前9時30分～11時30分

ところ 役場 2階 第2会議室
内容 親子、夫婦、扶養、相続、借

地、借家、名誉、信用、差別、私的裁判、いじめ、体罰などの人権問題

相談員 町の人権擁護委員
※今回の特設相談所とは別に、毎月第2火曜 午後1時～3時に役場で人権相談を実施しています。お気軽に相談ください。

問合せ先 役場 民生課 内線142

子ども・若者相談窓口

ひきこもり・ニート等、さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者と、そのご家族の方が相談いただける窓口です。悩みをじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。一人で抱え込まずに、まずご相談ください。秘密は厳守します。

とき 毎週水曜・木曜
午前9時～正午、午後1時～4時

※祝日・年末年始を除く
※事前に受付時間内にご予約ください。

※本年5月より週2日の相談日を設けています。
ところ 役場 2階 大治町子ども・若者相談窓口

も・若者相談窓口

対象 あま市または大治町に居住するおおむね15歳から39歳までの子ども・若者またはそのご家族

受付時間 毎週月～金曜
午前9時30分～午後3時30分
(祝日・年末年始を除く)

問合せ先 子ども応援本部内 大治町子ども・若者相談窓口
☎090(3904)6145

無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

なお、相談は事前に予約が必要です。

プライバシーは厳守します。お気軽にお申し込みください。

とき 6月21日(火)
午後2時～4時

ところ 総合福祉センター1階 相談室

定員 4件(要予約)

申込・問合せ先 社会福祉協議会 ☎(441)1820
※心配ごと相談も、社会福祉協

お知らせ 募集

議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

心配ごと直通電話

☎(442)7793



スポーツ協会主催 バウンドテニス教室

とき 7月23・30日・8月6・13日(全土曜)

午前9時30分～11時30分

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学4年生以上の方

参加費(傷害保険料を含む)

1人 400円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容 バウンドテニスの基本動作

指導員

バウンドテニス公認指導員

本動作

お願い 相談

持ち物 体育館シューズ・ラケット・タオル・飲み物

※ラケットは貸し出します。

申込期間 6月27日(月)～7月15日(金)

主管クラブ

バウンドテニスクラブ

申込・問合せ先

スポーツセンター

☎(443)7077

スポーツ協会主催 卓球教室

とき 7月16・23・30日・8月6日(全土曜)

午後1時30分～4時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学5年生以上の方

参加費(傷害保険料を含む)

1人 400円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容 卓球の基本動作

指導員 卓球クラブ員

持ち物 体育館シューズ、ラケット

スポーツ 催し

※ラケットのない方は、お貸しします。

申込期間 6月20日(月)～7月8日(金)

主管クラブ

卓球クラブ

申込・問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

スポーツ協会主催 第29回町民ギネス大会

幼児から大人まで全6種目、記録をみんなで目指そう！

とき 6月5日(日)

競技 受付終了後～正午

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤・在園の方

受付時間 午前9時～11時

受付場所 スポーツセンター

2階 エントランスホール

部門

- ・ 幼児の部
- ・ 小学生低学年の部(1～3年)
- ・ 小学生高学年の部(4～6年)
- ・ 一般Ⅰの部(中学1年～39歳)
- ・ 一般Ⅱの部(40～59歳)
- ・ シニアの部(60歳～)

競技種目

- ① 紙きりむし
- ② 引越しビーコン
- ③ 輪投げ
- ④ ローラーボウリング
- ⑤ ぐるぐるボール
- ⑥ 玉入れビンゴ

参加費 無料

持ち物 体育館シューズ、くつ

袋、運動のできる服装

その他 当日は、参加賞、記録賞

等があります。

また、小学生以下のお子さんには袋詰めにしたあめをお渡しします。町内保育園・幼稚園および小学校で配布するぬり絵を持参してください。(スポーツセンター窓口でもお渡しできます。)

※大会開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

講座・教室

催し



人権を理解する作品コンクール 優秀作品展示会

昨年10月に「人権週間」行事の一環として、名古屋法務局等が県内の小中学校の皆さんを対象に人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的に、作品コンクールを開催しました。

応募作品の中から優秀作品を選出して展示会を行いますので、ぜひお越しください。
とき 6月1日(水)～30日(木)
ところ 総合福祉センター
展示作品 ポスター、書道、標語
問合せ先 役場 民生課
 内線142

教科書展示会の開催

県教育委員会では、教科書に対する理解や関心を深めていただくために、教科書展示会を開

催します。

とき 6月3日(金)～6月30日(木)午前9時～午後6時
 ※毎月第4火曜日は閉館日
ところ 津島市立図書館
問合せ先 県教育委員会義務教育課
 ☎(954)6799

講座・教室



認知症サポーター養成講座

認知症について勉強し、誰もが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。まずは、認知症を知ることから始めましょう。新型

コロナウイルス感染症対策のため、来館時にはマスクの着用および館内入口にて手指消毒にご協力ください。なお、新型コロナウイルス感染症防止策を講じて開催しますが、感染拡大の恐れがある場合は中止することがありますのでご了承ください。
とき 6月4日(土)午後2時～3時30分
ところ 総合福祉センター

内容

- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症の診断・治療、予防
- ・ 接するときの心がまえ
- ・ 家族の気持ちの理解
- ・ サポーターとは
- ・ おおはる劇団による寸劇など

参加費 無料(予約不要)
今後の予定 7月2日・8月6日・9月3日・10月8日・11月5日・12月3日・令和5年1月7日・2月4日・3月4日(全土曜)
問合せ先 役場 民生課
 内線158
 地域包括支援センター
 ☎(442)0857

身に付けよう応急手当 上級救命講習

とき 6月26日(日)午前8時30分～午後5時15分

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住、在勤または在学の方で15歳以上の方
内容 成人に対する心肺蘇生

法、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当て、搬送法

定員 9名

参加費 無料

受付期間 6月6日(月)～19日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

申込方法 救命講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防組合ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

※団体・グループ等で受講希望の場合は、指導員が出向し、講習を実施することが可能です。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止とさせていただきます。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

☎http://www.amatobu-119.jp